

川口市上下水道局
指定給水装置工事事業者規程

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程

(目的)

第1条 この規程は、川口市水道事業給水条例(昭和37年条例第35号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき川口市上下水道局指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)に関し必要な事項を定め、給水装置の工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(平成23水道局規程9・平成31上下水道局規程20・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 水道法(昭和32年法律第177号)をいう。
- (2) 政令 水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。
- (3) 規則 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。
- (4) 管理者 川口市上下水道事業管理者をいう。
- (5) 主任技術者 法第25条の4第1項の給水装置工事主任技術者をいう。

(平成23水道局規程9・平成31上下水道局規程20・一部改正)

(業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、法、政令、規則、条例、川口市水道事業給水条例施行規程(平成15年4月1日水道局規程第5号。以下「規程」という。)及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第4条 指定工事事業者の指定を受けようとする者は、様式第1号の申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 市の給水区域において給水装置の工事を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地
- (3) 事業所ごとに選任した主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (4) 給水装置の工事を行うための機械及び器具の名称、性能及び数
- (5) 事業の範囲

2 前項の規定による申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 様式第2号の誓約書
- (2) 法人にあっては、定款及び登記事項証明書、個人にあっては、住民票の写し

(平成23水道局規程9・平成24水道局規定3・一部改正)

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の規定による申請書の提出をした者が次に掲げる事項のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事事業者の指定をするものとする。

(1) 事業所ごとに主任技術者を置くことが確実であること。

(2) 次に掲げる機械又は器具を全て有していること。

ア 金切りのこ等の給水管の切断用の機械又は器具

イ やすり、パイプねじ切り器等の給水管の加工用の機械又は器具

ウ トーチランプ、パイプレンチ等の給水管の接合用の機械又は器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(平成12水道局規程3・平成23水道局規程9・令和元上下水道局規程23・一部改正)

(指定の更新)

第6条 前条の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、第4条第1項中「様式第1号」とあるのは、「様式第2号の2と読み替えるものとする。

(令和元上下水道局規程23・追加)

(指定工事事業者証の交付)

第7条 管理者は、第5条の規定により指定工事事業者の指定を行ったとき又は前条の指定の更新を決定したときは、速やかに様式第3号の事業者証（以下「指定工事事業者証」という。）を交付する。

- 2 指定工事事業者は、事業を廃止するとき又は第9条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納しなければならない。
- 3 指定工事事業者は、事業を休止するとき又は第10条の規定による指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出しなければならない。
- 4 指定工事事業者は、指定工事事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(平成23水道局規程9・平成24水道局規程3・令和元上下水道局規程23・一部改正)

(変更等の届出)

第8条 指定工事事業者は、第4条第1項第1号、第2号若しくは第3号に掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置の工事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項又は第3項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- 2 第4条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に様式第4号の届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 同条第1項第1号に掲げる事項（役員の氏名を除く。）の変更の場合は、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類

(2) 同条第1項第1号に掲げる事項のうち役員の氏名に変更があった場合は、同条第2項第1号に掲げる書類及び登記事項証明書

- 3 給水装置の工事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、廃止又は休止にあつては、当該廃止又は休止をした日から30日以内に、再開にあつては、再開した日から10日以内に様式第5号の届出書を管理者に提出しなければならない。

(平成23水道局規程9・平成24水道局規程3・一部改正)

(指定の取消し)

第9条 管理者は、指定工事事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、指定工事事業者の指定を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により指定工事事業者の指定を受けたとき。

(2) 第5条各号に掲げる指定の基準に適合しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第13条各項の規定に違反したとき。

(5) 第14条に規定する基準に従った適正な工事業の運営ができないと認められるとき。

(6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じな

いとき。

(7) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(平成23水道局規程9・一部改正)

(指定の停止)

第10条 前条各号のいずれかに該当する場合において、指定工事事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、管理者は指定の取消しに代えて6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(平成23水道局規程9・一部改正)

(指定等の公示)

第11条 次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、その都度水道庁舎前掲示板にその旨を公示する。

(1) 指定工事事業者を指定したとき。

(2) 指定工事事業者を更新したとき。

(3) 指定工事事業者から給水装置の工事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。

(4) 指定工事事業者の指定を取り消したとき。

(5) 指定工事事業者の指定を停止したとき。

(平成31上下水道局規定20・令和元上下水道局規程23・一部改正)

(主任技術者の職務等)

第12条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 給水装置の工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置の工事に従事する者の技術上の指導及び監督

(3) 給水装置の工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認

(4) 給水装置の工事に関し、管理者と次の連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認

イ 第14条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置の工事上の条件

ウ 給水装置の工事の完了

2 給水装置の工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなくてはならない。

(平成23水道局規程9・一部改正)

(主任技術者の選任等)

第13条 指定工事事業者は、指定工事事業者の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定工事事業者は、選任した主任技術者が欠けたときは、当該欠けた日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 指定工事事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、様式第6号の届出書により遅滞なく管理者に届け出なければならない。ただし、第6条第1項の規定による指定の更新を受けたときは、当該更新の申請をもって、主任技術者の選任又は解任を届け出たものとみなす。

4 指定工事事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

(令和元上下水道局規程23・一部改正)

(事業の運営に関する基準)

第14条 指定工事事業者は、次に掲げる基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置の工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第12条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者その他給水装置の工事に従事する者の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次の行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適しない機械又は器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置の工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施工の場所

ウ 施工完了年月日

- エ 主任技術者の氏名
- オ しゅん工図
- カ 給水装置の工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 第12条第1項第3号の確認の方法及びその結果
(平成23水道局規程9・一部改正)

(工事検査)

- 第15条 指定工事事業者は、給水装置の工事が完了したときは、速やかに条例第10条第2項に規定する工事完了後の工事検査の申請を管理者にしなければならない。
- 2 指定工事事業者は、工事検査の結果、管理者に手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

- 第16条 管理者は、指定工事事業者が施工した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置の工事を施行した指定工事事業者に対して当該工事に関し、第14条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係る他の主任技術者の立会いを求めることができる。
- (平成23水道局規程9・一部改正)

(報告又は資料の提出)

- 第17条 管理者は、指定工事事業者が施行した給水装置の工事に関し、当該指定工事事業者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(表彰)

- 第18条 管理者は、指定工事事業者が水道事業に関し著しく功績が顕著であると認めるときは、これを表彰することができる。

(指定給水装置工事事業者審査委員会)

- 第19条 管理者は、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として川口市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- (平成13水道局規程7・平成23水道局規定9・平成31上下水道局規程20・一部改正)

(その他)

- 第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。
- (平成23水道局規程9・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
(川口市指定水道工事店規程の廃止)
- 2 川口市指定水道工事店規程(昭和48年水道部規程第1号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
(旧規程に基づく川口市指定工事店に対する経過措置)
- 3 旧規程により指定を受けている川口市指定水道工事店(以下「指定工事店」という。)は、平成9年条例第53号による改正後の川口市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第1項の適用については、平成10年4月1日から90日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間)は、改正後の条例第10条第1項の指定を受けた者とみなす。
- 4 旧規程により指定を受けている指定工事店が、平成10年4月1日から90日以内に、次に掲げる事項を管理者に届け出たときは、改正後の条例第10条第1項の指定を受けた者とみなす。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 法人である場合には役員の氏名
 - (3) 事業の範囲
 - (4) 事業所の名称及び所在地
- 5 前項の届出は、様式第7号の届出書を提出して行うものとする。
- 6 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならない。
(平成24水道局規定3・一部改正)
- 7 第4項の届出を行う指定工事店は、届出と同時に旧規程に基づく川口市指定水道工事店指定証を管理者に返納しなければならない。
- 8 管理者は、第4項の届出の受理後、速やかに、指定工事事業者証を交付する。
(平成24水道局規定3・一部改正)
- 9 第3項の規定により、改正後の条例第10条第1項の指定を受けた者とみなされたものについての第7条の規定の適用については、「次に」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第4条各号」とあるのは「第4条第2号又は第3号」と読み替えるものとする。
- 10 第3項の規定により、改正後の条例第10条第1項の指定を受けた者とみなされたものについて、第12条を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は旧規程による給水装置工事責任技術者の資格を有する者」と読み替えるものとする。
(旧規程に基づく給水装置工事責任技術者に対する経過措置)
- 11 平成10年3月31日において現に次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号)附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前項に定める経過措置の適用にあたり、旧規程による給水装置工事責任技術者(以下「責任技術者」と

いう。)の資格を有するものとみなす。

- (1) 旧規程に基づく責任技術者としての登録を受けている者
- (2) 管理者が前号の者に相当すると認める者

(保証金の還付)

- 1 2 旧規程第9条に定める保証金は、この規程が施行された後速やかに還付するものとする。ただし、利子は付さない。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 1 3 鳩ヶ谷市の編入の日前に、編入前の鳩ヶ谷市指定給水装置工事事業者規程(平成10年鳩ヶ谷市管理規程第1号)の規程によりなされた指定工事事業者の指定、処分、手続その他の行為は、この規程の相当規程によりなされたものとみなす。

(平成23水道局規程9・追加)

附 則(平成12年3月31日水道局規程第3号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日水道局規程第7号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月11日水道局規程第9号)

この規程は、平成23年10月11日から施行する。

附 則(平成24年7月9日水道局規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第2号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る改正規定及び附則第6項中「又は外国人登録証明書の写し」を削る改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年9月 日上下水道局規程第○号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条第3号の規定は、同年9月14日から施行する。

(指定の更新に関する経過措置)

2 この規程の施行の際、改正前の規程第3条の指定を受けている指定工事事業者の施行日後の最初の改正後の規程第4条の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の施行の日(以下この項において「改正法施行日」という。)の前日から起算して5年(当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成31年政令第154号)で定める期間)を経過する日まで」とする。

附 則(令和6年3月28日上下水道局規程第5号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号(1)

(平成 1 3 水道局規程 7・平成 3 1 上下水道局規程 2 0・一部改正)

様式第 1 号(2)

様式第 2 号

(平成 1 3 水道局規程 7・平成 3 1 上下水道局規程 2 0・令和元上下水道局規程 2 3・一部改正)

様式第 2 号の 2

(令和元年上下水道局規程 2 3・追加)

様式第 3 号

(平成 3 1 上下水道局規程 2 0・令和元上下水道局規程 2 3・一部改正)

様式第 4 号

(平成 1 3 水道局規程 7・平成 3 1 上下水道局規程 2 0・一部改正)

様式第 5 号

(平成 1 3 水道局規程 7・平成 3 1 上下水道局規程 2 0・一部改正)

様式第 6 号

(平成 1 3 水道局規程 7・平成 3 1 上下水道局規程 2 0・一部改正)

様式第 1 号(1)

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者指定申請書

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

年 月 日

申 請 者 氏 名 又 は 名 称

住 所

代 表 者 の 氏 名

川口市水道事業給水条例第 10 条第 1 項の指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 4 条の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

川口市の給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

川口市の給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

機械器具調書

別紙

年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具				
管の加工用の機械器具				
接合用の機械器具				
水圧テストポンプ				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第 2 号

誓 約 書

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 5 条第 1 項第 3 号アからカ
までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

申 請 者

氏名又は名称

住 所

代表者の氏名

(表)

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者更新申請書

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

年 月 日

申 請 者 氏名又は名称

住 所

代表者の氏名

川口市水道事業給水条例第 10 条第 1 項の指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 6 条の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

(裏)

川口市の給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

川口市の給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

指定番号 第 号

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者証

事業者の住所

事業者の名称

代表者の氏名

指定年月日

上記の者を川口市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定する。

指定有効期間

年 月 日 から 年 月 日まで

年 月 日

川口市上下水道事業管理者

様式第 4 号

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

年 月 日

届 出 者

住 所

氏 名

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

指定給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

年 月 日

届 出 者
住 所
氏 名

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、

給水装置工事の事業の 廃止 休止 再開 の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

年 月 日

届 出 者
住 所
氏 名

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 3 条第 3 項の規程に基づき、
次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出をします。

川口市の給水区域の給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日